相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県国頭郡本部町字健堅一一九〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　金城シゲ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十三日

沖縄県宜野湾市字佐真下六七番地一プレサンスロジェ宜野湾レーヴ六〇一号

相続財産管理人　崎原　武田

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理の為に無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十五年九月十三日

一、墳墓等所在地　茨城県つくばみらい市長渡呂二〇

一、墳墓等の名称　守谷霊園（法円寺境内墓地）

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　茨城県つくばみらい市長渡呂二〇　宗教法人法円寺守谷霊園事務所

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業京都市洛北第三地区土地区画整理事業の換地処分通知は、次の者に対する送付すべき場所を確知できないので、同法第百三十三条第一項の規定により書類の送付にかえて通知の内容を左記のとおり公告します。

記

一　京都府愛宕郡岩倉村字岩倉二四三番戸

藤木恒之助

換地処分の内容

所在地　京都市左京区岩倉幡枝町

地番・地目・地積　二五八番・堤塘・五四八㎡

記事　法第九十五条第六項による金銭清算

法第百四条第一項による消滅

清算金精算額　交付金一、三〇五、五八五円

二　京都市左京区岩倉幡枝町七〇六番地

松村　京子　持分四分の二

換地処分の内容

所在地　京都市左京区岩倉幡枝町

地番・地目・地積　五四八番・田・一〇〇一㎡

換地処分後の表示

所在地　京都市左京区岩倉幡枝町

地番・地目・地積　二四五一番・田・七七九㎡

清算金精算額　交付金四〇、二四二円

三　京都市左京区岩倉幡枝町六五三番地一

細井　忠明

換地処分の内容

所在地　京都市左京区岩倉幡枝町

地番・地目・地積　四五七番二・田・二一一㎡

四五七番三・田・四二㎡

四五七番四・田・一六㎡

四五七番五・田・二六㎡

所有権以外の権利　甲区三番差押、甲区四番参加差押、乙区三番（あ）抵当権、三番（い）抵当権

換地処分後の表示

所在地　京都市左京区岩倉幡枝町

地番・地目・地積　二六九六番・田・二五三㎡

清算金精算額　交付金八二、一九四円

四　京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町二八番地

森田　芳弘

換地処分の内容（抵当権者の部）

所在地　京都市左京区岩倉幡枝町

地番・地目・地積　八一番七・宅地・一九八．三九㎡　四番根抵当権

換地処分後の表示

所在地　京都市左京区岩倉幡枝町

地番・地目・地積　二一三九番・宅地・一一〇．七八㎡

清算金精算額　徴収金一一八、一〇四円

所在地　京都市左京区岩倉幡枝町

地番・地目・地積　八一番八・宅地・一七一．一四㎡　四番根抵当権

換地処分後の表示

所在地　京都市左京区岩倉幡枝町

地番・地目・地積　二二三七番・宅地・一七七．三九㎡

清算金精算額　徴収金三一、一七九円

所在地　京都市左京区岩倉幡枝町

地番・地目・地積　八一番一〇・宅地・二六．一四㎡　四番根抵当権

換地処分後の表示

所在地　京都市左京区岩倉幡枝町

地番・地目・地積　二二三八番・宅地・二七．四一㎡

清算金精算額　徴収金二五、五九三円

記事　土地所有者　田邊　功

（教示）

一　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に京都市長に審査請求をすることができます。

二　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に京都市洛北第三土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に京都市洛北第三土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成二十五年九月十三日

京都市東山区三条通大橋東二町目七三番地

二一般財団法人京都市都市整備公社区画整理部内

京都市洛北第三土地区画整理組合

理事長　古村　英夫

債権申出の公告

当社は、平成二十年十二月二十五日、秋田地方裁判所大館支部の破産手続開始決定を受け解散いたしましたが、平成二十三年七月十二日、当職が清算人に選任されました（秋田地方裁判所大館支部平成二十三年（ヒ）第四号事件）。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十三日

秋田県大館市早口字堤の沢一五番地一九

小笠原木材株式会社

秋田県秋田市山王七丁目七番一号

弁護士法人廣嶋法律事務所

清算人　廣嶋　清則

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年９月13日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社三木田興業　②東京都知事(1)88383　③代表取締役　森田宏　④東京都台東区浅草３丁目35番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都台東区浅草３丁目35番１号　株式会社三木田興業代表取締役　森田宏

①テルウェル東日本株式会社　②国土交通大臣(1)8411　③代表取締役社長　中山進　④東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番９号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目23番15号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番９号　テルウェル東日本株式会社　代表取締役社長　中山進